（原子力事故調査）

第二十三条　原子力規制委員会は、第四条第一項第八号に掲げる事務を遂行するため必要があると認めるときは、次に掲げる処分をすることができる。

一　原子力事業者、原子力事故により発生した被害の拡大の防止のための措置を講じた者その他の原子力事故の関係者（以下単に「関係者」という。）から報告を徴すること。

二　原子力事業所その他の原子力事故の現場、原子力事業者の事務所その他の必要と認める場所に立ち入って、帳簿、書類その他の原子力事故に関係のある物件（以下「関係物件」という。）を検査し、関係者に質問し、又は試験のため必要な最小限度の量に限り、核原料物質、核燃料物質その他の必要な試料を収去すること。

三　関係者に出頭を求めて質問すること。

四　関係物件の所有者、所持者若しくは保管者に対し当該物件の提出を求め、又は提出物件を留め置くこと。

五　関係物件の所有者、所持者若しくは保管者に対し当該物件の保全を命じ、又はその移動を禁止すること。

六　原子力事業所その他の原子力事故の現場に、公務により立ち入る者及び原子力規制委員会が支障がないと認める者以外の者が立ち入ることを禁止すること。

2　原子力規制委員会は、必要があると認めるときは、委員長、委員又は原子力規制庁の職員に前項各号に掲げる処分をさせることができる。

3　前項の規定により第一項第二号に掲げる処分をする者は、その身分を示す証票を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

4　第一項又は第二項の規定による処分の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（国会に対する報告）

第二十四条　原子力規制委員会は、毎年、内閣総理大臣を経由して国会に対し所掌事務の処理状況を報告するとともに、その概要を公表しなければならない。

（情報の公開）

第二十五条　原子力規制委員会は、国民の知る権利の保障に資するため、その保有する情報の公開を徹底することにより、その運営の透明性を確保しなければならない。

（規則の制定）

第二十六条　原子力規制委員会は、その所掌事務について、法律若しくは政令を実施するため、又は法律若しくは政令の特別の委任に基づいて、原子力規制委員会規則を制定することができる。

（原子力規制庁）

第二十七条　原子力規制委員会の事務を処理させるため、原子力規制委員会に事務局を置く。

2　前項の事務局は、原子力規制庁と称する。

3　原子力規制庁に、事務局長その他の職員を置く。

4　前項の事務局長は、原子力規制庁長官と称する。

5　原子力規制庁長官は、委員長の命を受けて、庁務を掌理する。

6　原子力規制庁の内部組織については、国家行政組織法第七条第七項の規定にかかわらず、同条第三項、第四項及び第六項並びに同法第二十一条第一項及び第五項の規定を準用する。この場合において、同法第七条第六項及び第二十一条第五項中「省令」とあるのは、「原子力規制委員会規則」と読み替えるものとする。

（原子力規制委員会の運営）

第二十八条　この法律に定めるもののほか、原子力規制委員会の運営に関し必要な事項は、原子力規制委員会が定める。

（罰則）

第二十九条　第十一条第一項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第三十条　次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一　第二十三条第一項第一号又は第二項の規定による報告の徴取に対し虚偽の報告をした者

二　第二十三条第一項第二号若しくは第二項の規定による検査若しくは試料の提供を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又はこれらの規定による質問に対し虚偽の陳述をした者

三　第二十三条第一項第三号又は第二項の規定による質問に対し虚偽の陳述をした者

四　第二十三条第一項第四号又は第二項の規定による処分に違反して物件を提出しない者

五　第二十三条第一項第五号又は第二項の規定による処分に違反して物件を保全せず、又は移動した者

第三十一条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、同条の刑を科する。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第七条第一項（両議院の同意を得ることに係る部分に限る。）並びに附則第二条第三項（両議院の同意を得ることに係る部分に限る。）、第五条、第六条、第十四条第一項、第三十四条及び第八十七条の規定　公布の日

二　附則第五十四条中原子力災害対策特別措置法第二十八条第一項の表第三十四条第一項の項の次に次のように加える改正規定、同表第四十条第二項第二号及び第四十二条第二項第二号の項の改正規定、同表第四十二条第二項第二号の項の次に次のように加える改正規定、同表第四十六条第二項の項及び第四十七条第一項の項の改正規定（第四十七条第一項の項に係る部分に限る。）、同表第四十七条第一項の項の次に次のように加える改正規定並びに同表第四十九条の項及び第五十一条の項の改正規定（第四十九条の項に係る部分に限る。）　この法律の施行の日（以下この条において「施行日」という。）から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

三　附則第十六条、第二十条、第三十一条、第三十二条、第五十八条、第六十九条、第九十一条及び第九十六条の規定　平成二十五年四月一日

四　附則第十七条、第二十一条から第二十六条まで、第三十七条、第三十九条、第四十一条から第四十八条まで、第五十五条、第六十一条、第六十五条、第六十七条、第七十一条及び第七十八条の規定　施行日から起算して十月を超えない範囲内において政令で定める日

五　附則第十八条（次号に掲げる改正規定を除く。）及び第二十七条から第三十条までの規定　施行日から起算して一年三月を超えない範囲内において政令で定める日

六　附則第十八条中核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）第二十八条の改正規定（同条に一項を加える部分に限る。）、同法第二十九条の改正規定（同条に一項を加える部分に限る。）、同法第五十五条の二に一項を加える改正規定及び同法第六十五条第一項第一号の改正規定（「第十六条の三第三項（」の下に「第二十八条第三項、」を、「第十六条の五第三項（」の下に「第二十九条第三項、」を加える部分及び「及び第五十一条の十第三項」を「、第五十一条の十第三項及び第五十五条の二第三項」に改める部分に限る。）　平成二十六年四月一日

七　附則第八十五条の規定　施行日又は独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成二十四年法律第　　号）の公布の日のいずれか遅い日

（最初の委員長及び委員の任命）

第二条　この法律の施行後最初に任命される委員の任期は、第八条第一項本文の規定にかかわらず、四人のうち、二人は二年、二人は三年とする。

2　前項に規定する各委員の任期は、内閣総理大臣が定める。